

制限付一般競争入札実施要領

本市では、市の保有する庁舎等の財産を有効に活用し、歳入財源を確保するとともに行政情報の発信、来庁者の利便性向上を図ることを目的に、行政財産を活用した有料広告事業を実施しており、今般、地方自治法第234条の1の規定に基づき、制限付一般競争入札を執行するもの。

1 件名

東大阪市役所本庁舎内広告事業

2 契約条項を示す場所

- (1) 場 所 東大阪市荒本北一丁目1番1号
東大阪市役所12階 企画財政部資産経営室管理課
- (2) 公 告 日 令和8年2月10日(火)
※同日中に、本市ウェブサイト(管理課ページ)にも記載する。

3 施設の概要

- (1) 名 称 東大阪市役所本庁舎
- (2) 所 在 地 東大阪市荒本北一丁目1番1号
- (3) 開 庁 時 間 平日 午前9時～午後5時30分
※土・日・祝日、年末年始(12月29日～1月3日)は閉庁日。ただし、毎月第4土曜日の午前9時～正午に限り、窓口業務の一部を試行開設。
- (4) 来 庁 者 数 約3,200人／1日 ※令和6年3月25日の推定来庁者数

4 業務内容

本庁舎1階における大型4面マルチモニター、広告付き案内地図、付属モニター及び壁面広告物の設置・運営等。

詳細は、別添「東大阪市役所本庁舎内広告事業仕様書」のとおりとする。

5 予定価格

予定価格(月額)は事後公表とする。

6 落札者決定方法

- (1) 落札者は、予定価格(月額)以上かつ最高額をもって入札した者とする。
- (2) 予定価格以上での入札が無い時は、直ちに再度の入札を行う。再度の入札の回数は2回とし、その結果落札者がいない場合は、入札を取りやめとする。

- (3) 落札となるべき同価格の入札者が2者以上の場合、クジにより落札者を決定する。
- (4) 入札結果は、本市ウェブサイト（管理課ページ）で公表する。

7 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 都道府県又は市区町村の庁舎において、令和5年4月1日から令和8年1月31日までの間に広告事業（デジタルサイネージ広告、広告付き案内地図、壁面広告等）の契約実績を有していること。
- (2) 東大阪市財務規則第88条の2第1項の規定により、令和6年・7年・8年度東大阪市入札参加有資格者名簿において「B：役務の提供」内、「映画等制作・広告・催事」のうち、「025：広告代行」を希望業種として登録されていること。
- (3) 東大阪市入札参加停止要綱による入札参加停止期間中でないこと。
- (4) 東大阪市公共工事等暴力団対策措置要綱による入札参加除外措置中でないこと。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (6) 仕様書及び関係法令を遵守し、適正な履行の確保を誓約できること。
- (7) 落札日の翌日から業務開始日までの間に、本事業を円滑に遂行し、迅速かつ安全に履行できること。

8 スケジュール

項目	日程	手続の方法	詳細
現地見学受付	公告日から令和8年2月13日（金）正午まで	担当課へメール	9を参照
現地見学	令和8年2月17日（火） ※時間は、希望者に個別に連絡	—	9を参照
質疑受付	令和8年2月18日（水）午前9時から午後5時30分まで	担当課へメール	9を参照
質疑回答	令和8年2月20日（金） ※本市ウェブサイト（管理課ページ）に公表	—	9を参照
入札参加資格申請	令和8年2月25日（水）から令和8年2月26日（木）各日午前9時から午後5時30分まで（郵送の場合は申請期間中に必着）	左記期間内に管理課へ持参又は郵送（郵送の場合は簡易書留郵便とすること）	10を参照
入札参加の辞退	令和8年3月6日（金） 入札開始まで	担当課に連絡	10を参照
入札及び開札	令和8年3月6日（金）午前10時	別館2階第1入札室	11を参照

9 現地見学及び質疑について

- (1) 入札参加を希望する者のうち、履行場所の現地見学を希望する者は、本市担当課（「20 担当課」参照）宛てメールにてその旨を記載のうえ、令和8年2月13日（金）正午までに送信し、送信後、電子メール送信の電話連絡を本市担当課へ行うこと。現地見学は令和8年2月17日（火）に実施するが、時間及び場所は本市が決定するものとし、現地見学時に質疑を行うことは不可とする。なお、入札参加に現地見学は必須ではないが、現地見学不参加を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札参加を希望する者が質疑を行う場合は、質疑書（様式5）により本市担当課までメールにて令和8年2月18日（水）午前9時から午後5時30分までに送信し、送信後、電子メール送信の電話連絡を本市担当課へ行うこと。質疑に対する回答については、令和8年2月20日（金）までに本市ウェブサイト（管理課ページ）にて公表する。質疑に入札参加者名を特定できる内容等が含まれる場合は、回答の際に一部加工することがある。なお、質疑がない場合及び見解を異にする場合は、本市の決定に基づいて行い、入札をした者は、入札後、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

10 入札参加資格申請に関する事項

- (1) 入札参加を希望する者は、次の書類を提出し、入札参加資格の審査を受けること。

様式	書類の名称	注意事項
様式1	入札参加申請書	<ul style="list-style-type: none">・押印省略可。・記入する申請日は「令和8年2月25日」又は「令和8年2月26日」とすること。
様式2	誓約書	<ul style="list-style-type: none">・押印省略可。・記入する誓約日は様式1と同様とする。
様式3	実績書	<ul style="list-style-type: none">・押印省略可。・契約実績について記載のある資料の写しを添付すること。
様式4	受付票	商号又は名称を記入すること。
	760円分切手付き長3号封筒（速達簡易書留）	入札参加確認通知書の返信用封筒に使用するので、宛名を記入しておくこと。

※ 各様式は、本市ウェブサイト（管理課ページ）からダウンロードすること。

- (2) 入札参加資格申請の場所及び日時

ア 申請場所 東大阪市荒本北一丁目1番1号

東大阪市役所 12階 企画財政部 資産経営室 管理課

イ 申請期間 令和8年2月25日（水）から令和8年2月26日（木）各日午前9時から午後5時30分まで（郵送の場合は申請期間中に必着とする。）

（3）入札参加資格の審査及び通知

入札参加資格申請に係る提出書類により入札参加資格を審査し、その結果通知を令和8年2月27日（金）までに発送する。

（4）入札参加資格を認めなかつた理由の説明に関する事項

ア 入札参加資格の審査の結果、入札参加資格を認められなかつた者は、その理由について説明を求めることができる。

イ 前号の説明を求める場合は、令和8年3月3日（火）までに本市担当課まで書面を持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は、簡易書留郵便とし、提出期限内必着とする。

ウ 説明の求めがあつた時は、令和8年3月4日（水）までに回答書を発送する。

（5）入札参加の辞退

入札参加資格申請書類を提出後、入札の参加を辞退する場合は、令和8年3月6日（金）入札開始までに電話にて本市担当課に連絡の上、入札辞退届を提出すること。

1.1 入札及び開札の場所及び日時等

- （1）場所 東大阪市荒本北一丁目1番1号
東大阪市役所 別館2階 第1入札室
- （2）日時 令和8年3月6日（金）午前10時
- （3）開札 入札直後同室で入札者立会の下で行う。

1.2 入札に参加することができない者

- （1）入札参加資格申請期間から入札日までの間において、東大阪市入札参加停止要綱により入札参加停止となつた者
- （2）入札参加資格申請期間から入札日までの間において、東大阪市公共工事等暴力団対策措置要綱により入札参加除外となつた者
- （3）入札参加資格申請期間に申請しなかつた者
- （4）入札の指定場所及び指定日時に出席しなかつた者
- （5）入札に参加することができないと決定された者

1.3 入札保証金に関する事項

東大阪市財務規則第96条第2号の規定により免除する。

1 4 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者が行った入札
- (2) 入札書が指定の日時までに指定の場所に提出され、又は到着しなかった入札
- (3) 入札金額の訂正された入札
- (4) 入札者又はその代理人が同一事項について、2通以上行った入札又はこれらの者があらかじめ他の者を代理して行った入札
- (5) 不正行為によってなされたと認められる入札
- (6) 入札書に入札金額及び入札者の記名押印のない入札（電子入札にあっては、第99条第2項に規定する方法によらない入札）又はこれらが明確でない入札
- (7) 委任状を提出しないで代理人が行った入札
- (8) 前各号のほか、入札に関する条件に違反した入札

1 5 入札の方法に関する事項

- (1) 入札に遅刻又は無断で欠席した場合は、無効とする。
- (2) 入札書に記載する金額は、取引に係る消費税及び地方消費税を含む金額（月額）を、算用数字を用いて記入し、金額の冒頭には必ず¥マークを記入すること。
- (3) 入札者は、入札済みの入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
(入札書は、入札室に用意してある入札箱に投函すること。)
- (4) 入札用紙は必ず交付した規定の用紙に限ること。
(件名、金額、日付の間違い及び訂正、追記、挿入、押印洩れ等は、無効となるので注意すること。)
- (5) 本市届出印以外の印鑑を用いて入札する場合は、代理人により入札することができる。
その場合、委任状を提出しなければならない。委任状には次に掲げるものを記載し、本市届出印及び代理人印を押印すること。
 - ①入札日及び件名
 - ②届出の商号又は名称及び所在地
 - ③代表者又は受任者（支店等で届出されている場合）の職及び氏名
 - ④代理人の氏名

※ 本市届出印を入札書に押印する場合、委任状は不要

※ 入札書、委任状は入札参加確認通知書送付の際、同封する。

1 6 入札後の手続き

- (1) 落札者は、市と協議の上、行政財産使用許可申請書及び広告掲出申込書を提出すること。（入札参加申請書に記載された名義で行うこと。）

（2）行政財産目的外使用許可

- ア 落札者は、広告媒体及び設置機器、広告物等を設置する部分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産目的外使用許可（以下、「使用許可」という。）を受ける必要がある。
- イ 使用許可の期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。令和9年4月1日以降も継続使用する場合は、設置条件を変更しないことを前提に年度毎に申請を行うことにより、最長で令和13年3月31日まで使用許可を更新することができる。
- ウ 更新しない場合は、使用許可期間終了日の3か月前までに、書面にて意思表示をすること。※庁舎施設利用上の理由等により、必ずしも更新できることを確約するものではない。また、使用許可が更新されなかったことに起因して落札者が被った損失は落札者の負担とする。
- エ 行政財産使用料については、東大阪市行政財産使用料条例に基づき市で算定した額を、市が別途発行する納入通知書により納入期限までに納入すること。

17 必要経費の負担

- （1）入札参加申込及び使用許可等の手続きに関する一切の費用については、入札参加者又は落札者の負担とする。
- （2）別添「東大阪市役所本庁舎内広告事業仕様書」の「3. 業務内容」に示す広告媒体及び設置機器等の作成・設置・移設・撤去費用、保守及び修繕費、取替費を含む維持管理費、一切の費用は落札者の負担とする。
- （3）広告媒体及び設置機器等の使用にあたり電気を要する場合は、市が発行する納付書により、当該年度に使用した期間の電気使用料を翌年度の市が指定する納付期限までに支払うこと。（電力会社の電気料金単価に、設置する機種の定格消費電力等を乗じて得た額を市で算定する。）

18 契約事項

- （1）落札者決定後、東大阪市財務規則第111条の規定により契約書を作成する。
- （2）契約保証金は、契約金額の100分の3に相当する額以上とする。（1円未満の金額は、1円に切り上げ。）
ただし、以下に該当する場合は、契約保証金を免除とする。
- ①東大阪市財務規則第117条第1号の規定により履行保証保険に加入する場合
②契約金額（年額）が500万円未満の場合

19 その他

- (1) 地方自治法及び同法施行令、東大阪市財務規則のほか、本事業に関係する一切の法令を遵守すること。
- (2) 次のいずれかの関係に該当する者同士の入札参加は認めない。
 - ①親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）の関係にある者
 - ②親会社を同じくする子会社同士の者
 - ③一方の会社の役員（監査役は含まない。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている者
 - ④一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている者

20 担当課

〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号

東大阪市企画財政部資産経営室管理課

TEL 06-4309-3125

メールアドレス kanri@city.higashiosaka.lg.jp

管理課ウェブサイトアドレス

http://www.city.higashiosaka.lg.jp/soshiki/5-7-0-0-0_1.html